

市が販売する分譲宅地

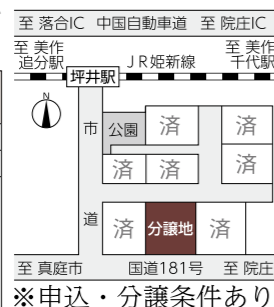
岡都市計画課☎32-2096、坪井駅前団地=久米支所産業建設課☎32-7015、中土居団地=阿波支所産業建設課☎32-7043

坪井駅前団地(中北上)

J R坪井駅まで徒歩1分の好立地。

購入世帯の構成により価格が異なります

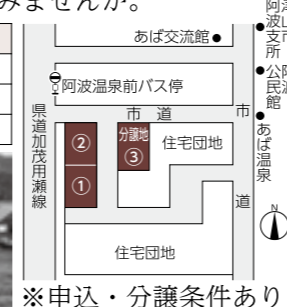
世帯構成	面積(坪)	分譲価格(円)
一般	95.14	6,184,100
40歳未満の夫婦		5,708,400
特例(40歳未満夫婦または母子・父子世帯)かつ小学生以下の子どもと同居		5,232,700



中土居団地(阿波)

歩いて2分のあば温泉でゆったり。豊かな自然の中で健康的な生活を送ってみませんか。

番号	面積(坪)	分譲価格(円)
①	94.82	1,918,000
②	80.55	1,571,000
③	79.32	1,520,000



※分譲には条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

ご利用ください 津山圏域雇用労働センターの会議施設

固定住推進室(津山圏域雇用労働センター) ☎24-3633

津山圏域雇用労働センターでは、雇用の安定や労働者の福祉を増進するため、会議室などの施設を貸し出しています。事業所や職場、各種団体の研修や催しなどで、ご利用ください。

利用時間 月・火・木・金・土・日曜日午前9時～午後10時(年末年始を除く)

申込方法 津山圏域雇用労働センターに直接申し込む

利用料金一覧

室名	収容人員	利用料(1時間につき)	冷暖房料	
第1会議室	24人	630円	各室とも本表利用料の5割に相当する額	
中会議室	36人	1,050円		
大ホール	全室利用の時	椅子300人		2,520円
	南側半室	長机(2人掛)100人		1,890円
	北側半室	長机(2人掛)60人		1,575円
第2会議室	24人	630円		
特別室	24人	1,260円		
和室	30人	525円		

※利用料は、目的外の利用の場合は3割増し、営利・宣伝などの利用の場合は10割増しとなります

10月から利用時間に変更になります 変更後の利用時間 年末年始を除く毎日午前9時～午後9時

※詳しくは、お問い合わせください

固定資産評価審査委員の選任

固定資産評価審査委員について、任期満了を迎えた有木俊恵さんが再任されました。

任期 平成25年7月1日～平成28年6月30日



岡税制課☎32-2017

外来分も中学生まで拡大 こども医療費助成制度

岡こども課(津山すこやか・こどもセンター) ☎32-2065

こども医療費助成制度の外来診療の受給対象者が、中学生まで拡大されています。まだ、受給資格者証を持っていない人は、こども課にお問い合わせください。

子ども医療費助成制度の自己負担割合

対象児童	外来	入院
小学校就学前	無料	無料
小学生・中学生	1割 (負担上限月額44,400円)	無料

不法投棄は犯罪です

岡環境事業所☎22-8255

津山の豊かな自然を守るためには、市民の皆さんの協力が不可欠です。「不法投棄をしない、させない、許さない」環境づくりに力を合わせて取り組みましょう。



こんな行為は不法投棄です

- 定められた方法以外でゴミを捨てる
- 自分の所有している土地であっても、無許可で埋め立て処分をしたりする など

不法投棄の罰則はこんなに厳しい

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下の罰金(法人には3億円まで加重) など

不法投棄ごみの処理費用は管理者が負担

ごみを捨てられにくい環境を作って、不法投棄を防ぎましょう

ここがポイント

- ①草刈りを行う(下草が生えている場所が狙われる傾向があります)
- ②ごみを小まめに取る(ごみのごみを呼びます)
- ③鳥居を模したのものや、花壇を作る など

不法投棄を見つけたら

不法投棄をしている現場を見たり、不法投棄が疑われるごみを発見したら、下記までお知らせください。

- 環境事業所☎22-8255
- 津山警察署生活安全課☎25-0110
- 美作県民局環境課☎23-1243

交通安全教室の申込受付

岡環境生活課(市役所1階1番窓口) ☎32-2056

市では、交通指導員が学校や集会所などに出向いて交通安全教室(ビデオ上映・講話・実技指導など)を行っています。

今年度の申し込みを受け付けています。

対象 幼稚園や保育所(園)、小・中学校、町内会、老人クラブ、親子クラブなどのグループ単位



開催日・時間 月・火・木・金曜日(祝日は除く)、1回2時間程度

申込方法 電話または直接申し込む(先着順)
※詳しくは、お問い合わせください

夜間の外出時は、ライトや反射材を身に付けよう

市では、安全な歩行を推進するため、夜行タスキを配布しています。

配布場所 環境生活課と各支所市民生活課
配布数 1人につき1本(先着順)

ルールを守ろう 犬の飼い方

岡環境生活課(市役所1階1番窓口) ☎32-2055

犬と楽しく暮らすためには、飼い主が義務や責任を果たすことと、近所など周りに迷惑や危害を及ぼさない心配りが必要です。

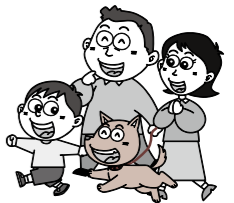
飼い主の義務と責任

犬を登録する 生涯に一度の登録が必要です。住所が変わった時や死亡した時は届け出が必要です

狂犬病予防注射を毎年受ける 鑑札と注射済票を首輪に付ける 鑑札は犬の身元を証明し、迷い犬になった時にも役立ちます

放し飼いの禁止 飼い主には、犬をつないで飼う義務があります

散歩でのマナー 犬をリードや鎖につないで確実に制御することや、糞の始末も飼い主の責任です



飼い犬がいなくなった時や迷い犬を見つけた時、犬の飼い方などの相談は、岡山県動物愛護センター(岡山市)☎086-724-9512へお問い合わせください